

北海道議會時報

第 17 卷 第 12 号

昭 和 40 年 12 月



北 海 道 議 会 事 務 局

北海道議會時報第17卷第12号(昭和40年)

— 第 12 号 目 次 —

議 会 の 動 き

常 任 委 員 会…………… 1

特 別 委 員 会…………… 6

総合開発調査特別委員会
石炭対策特別委員会
道庁舎建設調査特別委員会
災害対策特別委員会
懲罰特別委員会

会 合

全国都道府県議会議長会…………… 9

資 料

第 3 回定例道議会の議決を経た条例の公布調……………10

行 政 実 例

11 月 の メ モ

表紙写真

—冬山造材集積場から
大雪連峰を望む—

道林務部提供

議会の動き

常任委員会

総務委員会

○11月6日 午前11時20分、議会運営委員会室において開議、午前11時45分散会、委員長 高橋賢一（自民）

一般議事

- ① 総務部次長(浅井)から、39年度決算概要について説明を聴取。
- ② 竹内副委員長(社会)から、十勝管内における生活保護費不正受給により、6人が検挙された経緯、この問題は行政措置が先行し、司法権の介入が事後になるべきものと思うが、検挙に至った理由等について質疑、道警察本部警備部長から答弁。

○11月29日 午前11時50分、議会運営委員会室において開議、午後2時48分散会、委員長 高橋賢一（自民）

一般議事

- ① 委員長から、本日の委員会は、委員会条例第13条第2項の規定（3/4以上の招集請求）により、竹内委員(社会)ほか4人から請求があり、これを招集したものである旨を述べ、
竹内副委員長(社会)から、日韓条約批准反対斗争ストの概況、国鉄当局の要請にもとづき警官が出動したのかどうか、紛争が予見されるような場合は、当事者に勧告を行なうこと等によつて解決をはかることの見解、苫小牧においては実力行使前に警告を発しているというが、これが事実の有無、および具体的内容、検挙者を長期に勾留したのは行き過ぎではないか、深川においては、警告に従つてビケをといているにもかかわらず、事件とした理由、深川駅での年末書の提出方、検挙者勾留中、差し入れを拒否したことの不当事、並びに今回の警察官出動に対する基本的見解、
改発委員(社会)から、威力業務妨害罪の内容、第1信号所に入った目的、国鉄職員については公労法によつての行政処分はあるが、団結権の行使について国鉄当局、警察は制限できないと思うがどうか、今回の検挙は、警察の一方向的、独善的行為ではないか

等について質疑、意見および要望があり、道警察本部長、警備部長から答弁。

- ② 改発委員(社会)から、中富良野町における税金の還付および指定金融機関問題のその後の経過等について質疑、総務部長、地方課長から答弁。
- ③ 人事委員長から、道職員の給与改定に関する報告について説明を聴取。
- ④ 総務部長から、岩見沢市大火の状況について説明を聴取。

厚生委員会

○11月12日 午前11時40分、第5委員会室において開議、午後3時15分散会、委員長 山元ミヨ(自民)

一般議事

- ① 新川委員(社会)から、生活保護法による保護基準の級地引上げに関する中央折衝の経過について報告の後、
青木委員(社会)から、積極的に改訂する場合の市町村財政負担に対する考え方について質疑、民生部長から答弁があつて、異議なく報告を了承。
- ② 衛生部長から、高等学校衛生看護科設置問題について説明を聴取の後、
道下委員(社会)から、設置を希望する機関、衛生部で地区をきめるのかどうか、正看護婦の養成するところを考へてやらなければ片手落と考へるのかどうか、
川口委員(自民)から、現在養成している人数、不足数、高等看護学院の定員数、
青木委員(社会)から、免許を出す者、資格を得るまでには相当の期間を要するが、できるだけ優遇措置する意思の有無等について質疑、意見および要望があり、衛生部長から答弁。
- ③ 衛生部長から、北海道公衆浴場入浴料金審議会の審議経過等について説明を聴取、午後零時18分休憩、午後1時35分再開、
青木委員(社会)から、洗髪料金の下がつている理由、値上げの根拠はうすいのではないか、実態調査28.8%の中で拒否があつたというが、黒字経営もあるのではないか、抽出率はどうか、現委員の任期満了の場合の新委員により第1回審議会を開く必要性、
道下委員(社会)から、本件に対する委員長の考え方等について質疑、衛生部長から答弁、委員長から応答。
- ④ 道下委員(社会)から、十勝管内における生活保護費不正問題のはあく状況、検察当局が逮捕する際、十勝支庁で事情聴取の有無、および態度、善意の管理指導

が行なわれていないことに対する見解、受給の停止、返還の方法もあるのに、警察権の発動までにおよんだ理由、十勝支庁管内のケースワーカーと受給の関連性、行政上疎漏はなかつたかどうか、慎重に福祉行政に対処していく考え方、

青木委員(社会)から、その任にあつたものは罰せられないのか、警察権の介入を止めることのできなかつた理由、不正受給に対する責任、ケースワーカーの定員増を国に働きかける必要性、共同募金の還元金はどうか

等について質疑および意見があり、民生部長から答弁。

商工労働委員会

○11月10日 午前11時15分、第1委員会室において開議、
午後零時12分散会、委員長 井口ゑみ(社会)

一般議事

① 大沢委員(自民)から、事業内職業訓練の振興及び職安業務体制の整備拡充に関する中央折衝の経過について報告書により報告。

② 商工部長から、年末金繰り問題に関する説明を聴取の後、

本間委員(社会)から、保証料の減免措置に対する考え方、金利について優遇措置をとる必要、年末融資50億円の裏付け措置として資金を予託する必要の有無および検討方、

岡田委員(社会)から、年末融資の金利が金融機関により差があるのは不公平と思うが今後の取り扱い方、今年の資金枠に対する考え方

等について質疑、意見および要望があり、商工部長から答弁。

③ 商工部長から、中小企業不況相談室の設置に関する説明を聴取の後、

岡田委員(社会)から、支庁における相談は支庁の職員がやることになっているが、支庁の人員配置からみて相談に応じられるか、経営内容は中小企業によりまちまちだがそれに形式的なものをあてはめてもこの不況から脱出できないと思うがこれに対する青写真の作成方、組織を末端まで整備する考え方

について質疑、商工部長から答弁。

④ 商工部長から、秋そ菜の需給状況に関する説明を聴取。

⑤ 委員長から、今月下旬から来月上旬にかけて関西および九州において開催の北海道の物産と観光展を視察のため委員を派遣することについては、異議なくそのことに決定、派遣委員および日程については委員

長に一任と決定。

○11月25日 午前11時26分、第1委員会室において開議、
午後零時18分散会、委員長 井口ゑみ(社会)

一般議事

① 労働部長から、失業保険の受給資格問題、企業局長から、配付の電気事業関係資料に関する説明を聴取。

② 阿部委員(自民)から、貿易問題に関し、ブルガリアの通商代表3名が来日しているが、意見を聞く考え方、ブルガリアやユーゴスラビアに行つてみる考え方、中国貿易に関し、香港事務所から春秋の取引にできるか、できなければ委託商社を使つて調査することができないか

等について質疑および意見があり、商工部長から答弁。

農務委員会

○11月6日 午前11時40分、第3委員会室において開議、
午後3時56分散会、委員長 奥野善造(自民)

一般議事

① 委員長から、先の委員会において要求のあつた農業改良普及所に関する資料の提出があつた旨をのべた後、

清水委員(社会)から、この資料にもとづく数字を使用して対策を立てることの妥当性、最近における実態の数字の提出方、

糸川委員(社会)から、実態の数字は農業改良普及員を動員すればできるのではないか、負債整理等緊急を要する問題を処理する場合の調査状況

について質疑、委員長から応答、農業改良課長から答弁。

② 美濃委員(社会)から、40年産大豆の基準価格引き上げ等に関する中央折衝の経過について報告、ついで農務部長からその後の経過について説明を聴取の後、

美濃委員(社会)から、ビート糖買入れ価格算定の内訳、自創資金の内容

について質疑、農務部長、農業経済課長から答弁があつて、異議なく報告を了承。

③ 委員長から、統合普及所の調査については、渡島、松山管内の農業試験研究施設調査に併せ、11月10日から5日間の日程で実施したいとはかり、異議なくそのことに決定。

④ 糸川委員(社会)から、ばれいしよの消費拡大に対する具体案、生産地の北海道で常食運動をするための指導、貯蔵庫の設置、輸送計画等、具体的行動にうつす決意、

吉田委員(自民)から、ドイツでは、ばれいしよを中心としたいろいろな料理等が研究されているが道においても検討、研究し、方途を考えられたい、また、米の輸入をしないような新しい考え方を研究し、一般に広く指導するよう力を入れてほしい、

美濃委員(社会)から、ばれいしよの消流体系、特に、家庭食糧として入れることの検討方、

清水委員(社会)から、ばれいしよ輸送に対する対処方策、ばれいしよでん粉価格に対する道の考えていた価格と基準価格との差、乳価問題解決にあつた具体的状況

等について質疑、意見および要望があり、農務部長、農産園芸課長から答弁、午後1時13分休憩、午後2時10分再開、農務部長、農産園芸課長から、休憩前の清水委員の質疑に対し答弁、清水(社会)、糸川(社会)両委員から再質疑、農務部長から答弁。

- ⑤ 美濃委員(社会)から、農家負債調査の中間集計の状況および調査結果の提示の見通し、農安法の改正に関する部長の意見、農林事務次官の発言についても聞きとり方が違うので、事務的に農林省の真意を打ち合わせ、農安法の改正方針を出すようにしてほしい、原料乳の不足払制度に関し、道の第2期計画による乳牛60万頭の達成が困難と言われているが、部長の見解、輸入チーズの調整、生乳の拡大計画等について質疑、意見および要望があり、農務部長、農業経済課長から答弁。

建設委員会

○11月5日 午前11時6分、第5委員会室において開議、午後零時50分散会、委員長 森 春一(自民)

請願、陳情の審査

請願

- 第165号 三石町町道本桐停車場線を道道に認定の件 (保留)
- 第180号 網走市地内道々浦土別、浜小清水停車場線の延長区間を道道に認定の件 (保留)
- 第199号 道道下川ベンケ停車場線の路線一部変更の件 (保留)
- 第206号 新川堤防(新川橋～天ぐ橋区間)の整備並びに道路新設の件 (保留)
- 第207号 道道岩内、洞爺線並びに同倶知安にニセコ線の冬期除雪の件 (保留)
- 第208号 新川改修事業の促進の件 (保留)
- 第212号 上富良野町道江花線及び美瑛町道美馬牛二股線の道道昇格並びに改良工事実施の件 (保留)

なお、請願、陳情の審査に関連し、審査方法について渡辺(省)委員(自民)から、陳情審査のための小委員会をつくつてはどうか、もつと平面的でなく縦横の線で検討してはどうか、

林(利)委員(自民)から、保留したものは再検討して地元の意思を充分検討するため再議にしてほしい、

委員長から、道内視察を実施した際も多くの陳情書がきているが、これらについても検討しなければならないと思う、

石坂委員(社会)から、理事者の意見ではなく、委員会独自で決めるべきである

等の意見があり、委員長から審査方法についてはさらに検討する旨を述べ異議なくそのことに決定。

一般議事

① 委員長から、日高、胆振各支庁管内建設事情調査結果について報告書により報告。

② つぎに、石坂委員(社会)から要求のあつた札幌市三角山採石問題に関する資料の提出された旨を報告の後、

石坂委員(社会)から、林務部では風致地区保安林を解除したがこれが都市計画の風致地区存続との関係、開発と自然保護の調和に対する考え方、

橋本委員(社会)から、都市計画上風致地区として存続の有無、土石採取の許可を与えたか、何時までの期限か、将来の見通し、風致地区指定場所の売買が行なわれていることに対する見解、道が採石の許可を出す前に委員会の意見を聞いてほしい

等について質疑、意見および要望があり、土木部長から答弁。

③ つぎに、中央折衝および府県視察日程等につき協議のため暫時休憩、午前11時54分再開、休憩中協議のとおり中央折衝(2班)、府県視察調査テーマ、有料道路ダム(洪水調節)(河口処理)の実施を決定、派遣日程、委員については委員長一任と決定。

④ 石坂委員(社会)から、今回漁港修築、海岸保全等を視察したが、処務規程には水産部所管となつて建設省、農林省、運輸省等の機関があつて一環した漁港対策、海岸保全対策が行なわれていないと感じたが、分断された行政を統一する考えの有無、海岸保全、災害復旧は建設省と農林省の所管であるが、砂防災害課との関連において不便の有無、北海道の道路図ほか7件の資料の提出方、

山下委員(社会)から、緑線橋、炭山川橋に生じた危険カ所の補修方、国道三大号橋から西戸別入口までの改良工事の実施方

等について質疑、意見および要望があり、土木部長から答弁。

農地開拓委員会

○11月6日 午後2時28分、第1委員会室において開議、
午後2時45分散会、委員長 坂下 堯(社会)

一般議事

委員長から、前回の委員会において要求の知事出席問題に対する経緯等について報告の後、知事の出席できなかつた理由について質疑、副知事(長友)から答弁、井野委員から意見があつた。

○11月8日 午後2時59分、第1委員会室において開議、
午後9時43分散会、委員長 坂下 堯(社会)

一般議事

① 井野委員(社会)から、開拓農家営農振興対策ならびに負債対策問題に関連して、第3回定例会において議決された決議案第4号に対する知事の認識、およびうけとめ方、10月22日および11月6日開催の委員会の経過状況等についてつぶさに報告をうけていることの有無、議会を無視している知事の姿勢等について質疑、知事から答弁、午後3時20分休憩、午後9時40分再開。

② 委員長から、本日の議事はこの程度にとどめ、明日午前10時から委員会を開会することについてはかり、異議なくそのことに決定。

○11月9日 午前11時53分、第1委員会室において開議、
午後4時20分散会、委員長 坂下 堯(社会)

一般議事

① 知事から、前日の委員会における発言について釈明があつた後、

井野委員(社会)から、開拓農家営農振興対策ならびに負債対策に関し、この対策案はワンステップ方式自体が本道農村の実情に合致しないとし、従来の振興対策を根本的に改革を加えたものであるが、この点政府は果たして理解されるかどうか、また、知事はこの計画をそのようにうけとめているかどうか、知事と日高平松農協組合長とのテレビ対談における知事の発言、農家経営の概況に関連して、今日の振興対策の内容を知事は承知しているかどうか、振興計画それ自体が本道農業の本質に照らし、真実の計数を算出し、その上に立つて、今日の段階ではこの程度にならなければならないというものが報告され理解するに足る説明を願いたい、こういう点について知事自身十分認識しているかどうか、ワンステップ方式というものを否定した考え方で開拓振興をはかることの見解、本問題実現のため総理、農相と会いあるいは閣議決定をもつてして大蔵省を理解させることの必要性、今後の運動展開に

対する考え方および具体的行動計画の用意、ならびに中間報告をしてもらう期待可能性、この改善案を知事の公約として認めるかどうか、

渡部委員(社会)から、開拓農家実情調査方法の改善に対する見解、本対策の実施に対する具体的スケジュール策定の有無、実施時期の見直し

等について質疑、意見および要望があり、知事から答弁、午後1時5分休憩、午後3時28分再開。

② 道内農地開拓事情の調査経過について第1班井野委員(社会)、第2班佐々木(豊)委員(自民)から、それぞれ報告があり、異議なくこれを了承、暫時休憩、午後4時再開。

③ 農地開拓部長から、開拓営農振興対策についてその後の経過および中央折衝等について説明を聴取の後、渡部委員(社会)から、議会側としてもこの問題について当然東北6県の協力を要請しなければならない段階になると思うが、東北6県が消極的な理由は何かについて質疑、農地開拓部長から答弁、委員長から、開拓営農振興対策に関する東北7県の調査等を11月17日から23日まで2班に分かれて行なう、中央折衝(本件については塚田委員から意見があつた)を11月30日以降に行なうことについてはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員等については委員長一任とすることとした。

○11月29日 午後1時40分、第1委員会室において開議、
午後2時52分散会、委員長 坂下 堯(社会)

一般議事

① 開拓農家営農振興対策および負債対策に関し、副知事(長友)から、現在までの折衝経過、副議長から、東北6県議長会の模様についてそれぞれ報告があつた後、

井野委員(社会)から、本問題を推進するための常置機関設置など議会側としての態勢、11月11日に行なわれた会議の経過、中央折衝の段階における反響および問題点、41年度予算要求の中で、開拓者問題についてはじき出しているが、その根拠およびこれが具体化した場合の数字、北海道試算のできる時期、営農達成のための阻害要因について説得できる資料の提出方等について質疑、意見および要求があり、副議長から応答、副知事(長友)、農地開拓部長から答弁。

② 井野(社会)および中西(自民)両委員から、開拓営農振興対策実現協力方要請の経過について報告。

③ 委員長から中央折衝のスケジュールについて説明の後、異議なく実施することに決定。

水産委員会

○11月9日 午後1時53分、第3委員会室において開議、
午後3時28分散会、委員長 樋口哲男(自民)

一般議事

① 砂原副委員長(社会)から、二丈岩周辺海域における漁船通航問題に関する中央折衝の経過について報告があり、異議なくこれを了承。

② 武藤委員(社会)から、漁船の違法行為問題に関し、40年における5大違反事件の明示、最近における道外船の違反状況、悪質違反傾向に対する部長の見解、斜里沖における違反操業、広尾漁協のサケマス流網横流し事件の真相、町が議員協議会を開き嘆願決議していると聞くが事実か、乗組員の家族等に対しては大きな社会問題であるが、これが民生安定に対する見解、今後の水産行政として対処する方針、および行政指導の考え方、稚内におけるニシン沖刺網漁業のその後の処置、資源保護に対する態度、

砂原副委員長(社会)から、このような違反操業が起きている原因、

沖野委員(自民)から、網走における侵犯事件については自衛管船の措置をし紋別沖の若丸の操業違反については水産庁に厳重処分の申し入れを行なっているが、今後問題化しないか、北斗丸が取り締まった当時の状況を船長からきいてその写しを提出願いたい、

中松委員(自民)から、網走の侵犯事件にからんで、組合と底曳との間で裏面で取引があつたという話があるが、事実の有無

等について質疑、意見および要求があり、水産部長、漁業調整課長から答弁。

③ 砂原副委員長(社会)から、底曳禁止区域の作業の見直し等について質疑、水産部長から答弁。

④ 委員長から、水難救済事業推進問題および水産物輸入調整問題に関する中央折衝については、異議なく実施することに決定。

文教林務委員会

○11月8日 午後3時10分、第5委員会室において開議、
午後3時50分散会、委員長 大石利雄(社会)

一般議事

① 林務部長から、野嵐防除および本年度農林漁業用揮発油税財源身替林道開設に関する説明を聴取。

② 高橋(長)副委員長(自民)から、本道国立冬季競技場の設置ほか4件に関する中央折衝の経過および岐阜市において開催の第20回国民体育大会秋季大会の視察結

果について報告書により報告。

③ 委員長から、町立雄武、置戸、豊富、苫前、和寒、蘭越、仁木各高校の道立移管に関する調査(2班)の実施については、異議なくそのことに決定、派遣委員等は委員長に一任することとした。

なお、その際、できれば父兄負担問題について併行して調査することをはかり、異議なくそのことに決定。

④ 湯田委員(社会)から、朝鮮初中級学校を各種学校としての認可の件に関し、文部省等の意向打診の経過および結果、日韓問題等政治的な面に関係なしに協議していることの有無、高校入試の予備調査公表に関連し、12日に公表の有無、有名校等への集中化の傾向の場合、委員長と協議し、委員会を開く等の協議方

渡辺(浩)委員(社会)から、発表結果を正副委員長に提出方

等について質疑、意見および要望があり、学事課長、教育次長から答弁。

本日聴取した陳情

道立函館西高等学校体育館の改築について

函館西高校体育館建設期成会会長

小樽千秋高校の学科再編成に反対の件

小樽市北山中学校PTA役員

○11月24日 午前11時45分、第5委員会室において開議、
午後1時45分散会、委員長 大石利雄(社会)

一般議事

① 教育長から「小中学校の学級編成の実態について」財務課長代理から「学級編制実態調査結果表および教育長通達学級編制実態調査に伴う措置について」、学校教育課長から「昭和41年度高校入学志願予備調査の結果」についてそれぞれ説明を聴取の後、

林(謙)委員(自民)から、学級編制について、5月の時点で理論学級を認可学級が下廻っている理由および今後の改善方、5月1日現在と8月1日現在の間における児童生徒の異動状況に関する資料の提出方、

委員長から、9月における異動状況および学級編制の改善は正時期に関する資料の提出方

等について質疑、意見および要望があり、財務課長代理から答弁。

② 亀井委員(社会)から、夕張南高校教諭のILO職場集会参加に係る処分および高校演劇出演中止に係る経過、生徒指導部の構成、校長の措置の適否、学校の規則、内規の存否および承知の有無、シナリオおよび内規の提出方、年休は正規な手続により許可するが年休の理由は不要との教育長の見解に対する確認、年休は労働力の維持培養というのは誰の学説か、年休は法に触れないときは与えられるとはどういうことか、道教

委の通達は、一般的に出されたのか、年休について教育長は労使関係が不正常的場合頭から年休がない如く考えているようだが、労基法の性格、解釈を十分熟知の上やつてほしい、年休に関する教職員職務関係のこれまでの通達はか2件の資料提出方等について質疑、意見および要望があり、教育長、教職員課長、学校教育課長から答弁。

本日聴取した陳情

旭川養護学校の新築促進について

旭川市（新田建雄）

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○11月11日 午後1時15分、第1委員会室において開議、
午後2時25分散会、委員長 川口常一（自民）

① 本間委員（社会）から、北海道開発審議会鉱工、財政金融合同委員会及び国鉄函館本線（小樽～旭川間）電化促進に関する中央折衝の経過について報告があり、異議なくこれを了承。

② 渡辺（浩）委員（社会）から、第2期総合開発計画の今後の推移とその取り扱い、

青木委員（社会）から、明年度開発予算中新産都市計画分の内容についての資料要求、2期計画策定当時既に新産計画を挿入していたことに対する疑義、開発予算増額に伴う地元負担額累増に対する考え方、及び意見、国鉄運賃値上げに伴う影響と、これが反対のための中央折衝の方法、

本間委員（社会）から、新産法、低工法関係予算資料について

質疑、意見および要求があり、委員長から応答、企画部長から答弁。

③ 委員長から、本道新産業都市建設の参考に資するため、他県における新産都市建設事業等の調査を行なうことをはかり、異議なく実施することに決定、派遣委員等については、委員長一任とすることとした。

石炭対策特別委員会

○11月11日 午後2時30分、議会運営委員会室において開議、午後2時51分散会、委員長 原田伊曾八（自民）

① 西島羽副委員長（社会）から、福岡県東京事務所において開催の8道県石炭対策連絡協議会出席の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。

② 委員長から、昨日と本日の2日間にわたり、暖房炭の流通問題に関し、懇談会を開き種々懇談したが、そのしめくくりとして、出席者に対しお礼を兼ねて量の確保とか価格の問題について道民の不安感を解消するよう要請することにした旨をはかり、異議なくそのことに決定、案文については委員長に一任することとした。

③ つぎに、本委員会としても本問題解決のため当面鉄道運賃の引き下げ等について商工労働委員会と連絡を

とり双方から強く要請することにした旨を述べたのち、

湯田委員(社会)から、さきに報告のあつた8道県石炭対策連絡協議会の要望書は全国的に纏めたものであり、道独自として何か必要だと思つるので、明年度予算の中で何を押し進めたらよいか、例えば、今後の中小炭鉱はどうなるか等委員長と事務局で纏め中央折衝の実施方、暖房炭の問題に関し、販売業者に対する指導と道民に対するアツピールのタイミングに対する配慮方、暖房炭の鉄道運賃問題は本委員会として要請を行なうべきである旨の意見があつた。

- ④ つぎに、暖房炭の鉄道運賃問題について、要望書をつくり要請することとし、案文については委員長に一任されたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。
- ⑤ つぎに、付託請願、陳情の審査については次回委員会において審査したい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

○11月24日 午後1時15分、第1委員会室において開議、午後2時散会、委員長 原田伊曾八(自民)

- ① 委員長から、10月19日の委員会において渡辺(浩)委員(社会)から要求のあつた、炭鉱離職者に関する資料および11月10日、11日開催の暖房炭の流通に関する懇談会の概要に関する資料並びに11月8日、9日開催の石炭対策全国連絡協議会の概要に関する報告書の提出があつた旨を報告。

- ② 商工部長から、石炭の国鉄輸送運賃軽減問題に関する説明を聴取の後、

湯田委員(社会)から、等級差の改正の有無、25%値上げされた場合のトン当り価格、値上げによるしわ寄せ額、中央に陳情する場合、理論的根拠を整備することの必要性

等について質疑および意見があり、商工部長から答弁、委員長から応答。

- ③ 委員長から「国鉄石炭輸送運賃の軽減に関する要望書」および「石炭対策に関する要望書」の内容について検討願いたい旨を述べ、

湯田委員(社会)から、石炭対策に関する要望書の経営の安定については、このままで要望すると大手のみが対象になるので中小炭鉱についても入れる必要がある旨の意見があり、委員長から、そのように取り計らうことをはかり、異議なくそのことに決定、その他については異議なく、要望書を決定、つぎに、この問題解決のため委員を中央に派遣することについてはかり、異議なく、派遣期日および派遣委員の決定を委員長に一任。

- ④ 西島羽副委員長(社会)から、美唄市樋詰産業倒産対策の経過、油谷炭鉱買上げの経過、炭鉱労務者確保の

見とおしとその計画等について質疑および意見があり、商工部長、労働部長から答弁。

道庁舎建設調査特別委員会

○11月5日 午後1時32分、第3委員会室において開議、午後2時42分散会、委員長 吉田定次郎(自民)

- ① 本庁舎建設本部長から、付帯設備工事について説明を聴取の後、午後1時58分休憩、(休憩中、各委員から付帯設備の内容等について意見の交換があつた。)午後2時23分再開。
- ② 建設課長から、本庁舎建設工事本館仮設計画図について説明を聴取。
- ③ 委員会散会后、工事現場を視察することに決定。

災害対策特別委員会

○11月9日 午後1時18分、第5委員会室において開議、午後6時16分散会、委員長 伊藤 弘(自民)

- ① 道内災害状況調査について千葉委員(自民)から、後志、胆振支庁管内および千歳市、五十嵐委員(自民)から、渡島管内についてそれぞれ経過報告があつた後、糸川委員(社会)から、今回の災害査定にあつて心温まる道の態度に関連し、これが事例資料の提出方、頭首工新設について全部取りあげられているかどうか、

井野委員(社会)から、改良復旧工事に対する会計検査院の事前監査についての状況をキヤッチしているか、千歳炭山の鉱さいダム決壊に伴う災害補償に対する道の見解、鷲別川の問題について工事繰り上げのための予算措置に対する考え方、国鉄との折衝はどうか、札幌市内の国道で橋が落ちた問題については、これらの欠陥を検討し、これに要する経費等の資料を提出願いたい、札幌新川に架設の木橋架替に関する札幌市の反省の有無、

吉田委員(自民)から、救農事業等のための砂利採取に関し、川の流れが変わるような状態が起きた場合、いつでも許可を取り消せるか、許可条件の内容、

千葉委員(自民)から、砂利採取による飲料水不足、農地欠壊等の事故が生じた場合の取り扱い窓口が明らかでないが許可する場合厳しい態度で、臨むべきでないか、

新川委員(社会)から、井野委員の資料要求に関連して、国及び道の関係分を地図に区分けして提出願いたい

等について質疑、意見および要求があり、土木部長から答弁があつて、異議なく報告を了承。

- ② 冷害対策要望の経過等について農務部次長、農地開拓部長から説明を聴取の後、

本間委員(社会)から、救農土木事業の現地の要望に関連して、本日提出の資料は、要求を満度に組み込んでいるか、長沼町の辞退した実態、北見市の枠、各支庁管内における要求額と令達額の資料提出方、

吉田委員(自民)から、決定枠以外に既決予算で措置できる額、

新川委員(社会)から、天災融資法適用の見直し等について質疑および要求があり、農務部次長から答弁。

- ③ 亀井委員(社会)から、失業保険法改正の問題について事前察知の有無、改正した場合の農林水産業にあたる影響、通達の内容、労災保険加入の状況、適用除外者に対する措置、特に中高年齢者を第一義的に取り上げてやる考え方および労働力確保対策等について質疑、副知事(那須)失業保険課長から答弁、午後3時34分休憩、午後4時再開。

- ④ 委員長から、北大教授の委員会出席要請の回答経過について報告があり、本間(社会)、新川(社会)両委員から、重ねて委員長から要請されたい旨要望、委員長これを了承。

- ⑤ 委員長から、道道西野月寒線望月寒川欠壊問題について審議する旨をのべ、あわせて、請願第202号(望月寒川上流道道西野月寒線欠壊による損害補償の件)および第213号(道道月寒線欠壊による補償措置の件)を一括議題とし、

本間委員(社会)から、北大教授の調査結果にもとづく道の態度、コルゲートパイプの弱いことを事前に認識して補強工作をしなかつた理由、コンクリートボックスで復旧することの考え方、流量に誤差があつたのではないかどうか、世帯更生資金災害保護資金の申請件数、許可および却下の件数、民生委員のところすでに却下されていることの関知、

奈良委員(自民)から、過大設計した場合の罰則の有無、改良設計をやつた場合監督官庁にしかられないか、

高田委員(社会)から、北大(板倉)教授の構造上の問題に関し、「コルゲートパイプの呑口が建設省道路技術基準に準拠して高い盛土及び芝で覆われていれば平常の流水には安全である」となっているが、芝が完全に覆われていたかどうか、数年の間には、流水によつて盛土が浮き上がるということを認めるか、羽幌築別高台線では橋の部分をコルゲートパイプで作っているが、呑口と出口はコンクリートで固めている。これが望月寒と照らした場合の考え方、工事の経済性からい

つて、どの工事も絶対大丈夫とはいえないと思うが、その間隙を縫つて起つた災害については、工事の主催者が補償すべきでないか、道の態度を知事と相談してはつきりと打ち出してほしい、

千葉委員(自民)から、宅地造成用の土管、水田用暗渠の土管などが入っているが、これに対する考え方および災害原因の一端がないかどうか、

新川委員(社会)から、流水量計算の経過、台風15号の水量計算の有無、基礎となつた流水量、望月寒川の上流点を勧業したかどうか、この問題について北大以外の学者に再度調査を依頼する考えの有無等について質疑、意見、および要求があり、副知事(那須)、民生部長、土木部長から答弁、暫時休憩、午後6時6分再開、請願2件の審査については、資料要求との関連もあり、次回委員会において審議することとした。

懲罰特別委員会

- 11月9日 午後2時47分、第2委員会室において開議、
午後2時48分散会、委員長 二瓶栄吾(自民)
委員長から、議事進行の都合により、本日はこの程度にすることにしたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。



全国都道府県議会議長会

○11月10日 佐賀県において幹事会を開催、第46回定例会の議事運営および役員選考委員等について協議した。

○11月10、11日の2日間 佐賀県において第46回定例会を開催、第1日目は、まず、地元佐賀県議長、会長（大阪府議長）、佐賀県知事のあいさつ、来賓の祝辞等があり、ついで自治功労者573人（議員473人、職員100人）を表彰のあと、全議局長から、会務および会計報告、滋賀県議長から、会計監査報告、兵庫県議長から、地方行政委員会経過報告、鳥取県議長から、地方財政委員会経過報告が、それぞれ行なわれ、いずれも異議なく承認または了承と決定。このあと議案審議に入り、幹事会提出の地方公共団体の長期的安定財政確立に関する決議を原案どおり可決、つぎに第2号ないし第11号議案を5つの議案審査委員会にそれぞれ付託、なお、役員を選任方法については、役員選考委員会を設置して選考することとして第1日目を終了、2日目は、各委員長から、議案審査の経過等について報告があり、いずれも異議なく原案を可決、関係方面に要望することとした。

なお、議案の整理、統合、字句の修正等については、東京において開催の幹事会に一任した。

- 1 地方行財政に関する要望（11項目）
- 2 建設行政に関する要望（7項目）
- 3 外務省所管行政に関する要望（2項目）
- 4 厚生行政に関する要望（7項目）
- 5 総理府所管行政に関する要望（11項目）
- 6 通産行政に関する要望（5項目）
- 7 文教行政に関する要望（5項目）
- 8 農林行政に関する要望（12項目）
- 9 海難事故対策の確立について（1項目）
- 10 大蔵省に対する要望（1項目）

つぎに役員選任についてはかり、つぎのとおり選任決定、第48回定例会は東北ブロック（宮城県）開催と決定して、閉会した。

会長大阪府議長、副会長北海道ほか7県各議長、幹事岩手県ほか6県各議長、会計監事長野県ほか2県各議長、地方行政委員北海道ほか21各都府県議長、地方財政委員青森県ほか22各府県議長。

○11月29日 都道府県会館において地方行政委員会を開

催、まず、正副委員長を選任についてはかり、異議なく選考委員会決定のとおり、委員長に岩手、副委員長に栃木、徳島各県議長を全会一致選任決定、ついで全議事務局長から本委員会の経過等について説明を聴取ののち、つぎのとおり決定した。

- 1 継続審議となつている「現行地方自治法中改正を必要とする事項の検討」については、現在参与会に付託検討中であるので、その結果をまつて、本委員会で検討する。
- 2 研究問題となつている「現行郡制の問題」については、今後十分な調査資料にもとづき研究する。
- 3 今後新たに検討又は研究する事項については、別に委員長から全国に、照会して問題の提出を願い、改めて委員会を開いて検討項目を決定する。
- 4 上記のほか、本年6月法制化された「地方公共団体の議会の解散の特例法」の存廃問題については、地方議会にとつて重要な問題であり、慎重に検討する必要があるため、別途各県議会から意見を徴し、早い機会に改めて検討する。

○11月30日 都道府県会館において幹事会を開催、岩手県が地方行政委員長になつたため、後任の幹事に東北ブロックから、宮城県を選任した。

第3回定例道議会の議決を
経た条例の公布調

件名	議決 月日	公布月日 公布番号
北海道地方精神衛生審議会条例	10. 21	10. 26 条例第36号
北海道精神衛生診査協議会条例	同	同 条例第37号
北海道立ユースホステル条例の一部 を改正する条例	同	同 条例第38号
北海道公営住宅条例の一部を改正す る条例	同	同 条例第39号
北海道営真駒内団地下水道条例の一 部を改正する条例	同	同 条例第40号
北海道農業改良普及所条例の一部を 改正する条例	同	同 条例第41号
北海道営放牧利用模範施設条例の一 部を改正する条例	同	同 条例第42号
国営土地改良事業負担金徴収条例等 の一部を改正する条例	同	同 条例第43号
北海道公営企業条例の一部を改正す る条例	同	同 条例第44号
北海道恩給条例臨時特例等の一部を 改正する条例	同	同 条例第45号

○随意契約によることができ
る場合

(自治行第78号 昭和40年6月30日)
(建設省住宅局住宅企画官宛 行政課長回答)

問 普通地方公共団体が、地方住宅供給公社に対して、地方住宅供給公社法第21条第1項又は第3項に規定する業務の用に供する財産として、自己の財産を譲渡し、又は貸し付ける場合は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、随意契約によることができると解してよろしいか。

答 お見込みのとおり。

○隔地払いの資金を歳入に納
付させる場合の起算日

(自治行第84号 昭和40年7月3日)
(奈良県出納長宛 行政課長回答)

問 地方自治法施行令第165条の6第3項の規定により出納長から隔地払いのため、指定金融機関に資金交付のための小切手を交付する場合において、指定金融機関は通常2日後に送金手続を完了し、出納長より交付のあつた小切手の振出日付にかかわらず、同日づけをもつて県預金口座より当該資金が引き出されることになっている。この場合において、

- (1) 指定金融機関が他店払いのため振り出す公金の送金小切手（裏面に振出日付より1年間有効の旨記載している。）について、地方自治法施行令第165条の6第3項に規定する「資金交付の日から1年」の起算日は、当該送金小切手の振出日より起算してよいと思うがどうか。
- (2) 指定金融機関が隔地の本店に対し資金を送付して支払いさせる場合において、出納長より債権者に対する送金通知書は、指定金融機関へ資金交付のための小切手の振出日付で送付している。この場合において、地方自治法施行令第165条の6第3項に規定する「資金交付の日から1年」の起算日は当該資金交付のための小切手の振出口付（送金通知書の送付日）でよいと思うがどうか。

答(1) 出納長が指定金融機関へ資金交付のために小切手を振り出した日から起算するものである。

なお、全国銀行協会連合会においては、送金小切手の振出日は、地方公共団体から資金交付を受けた日と

一致させる取扱いをすることとされているので、念のため申し添える。

(2) お見込みのとおり

○財産区における議会の議決に付すべき契約財産の取得及び処分についての基準

(自治行第88号 昭和40年7月13日)
福島県総務部長宛 行政課長回答

問 財産区議会の議決に付すべき契約、財産の取得及び処分についての地方自治法施行令第121条の2の基準については、

- (1) 地方自治法第294条第1項の規定により、市の区域内にある財産区については、市の基準が町村の区域内にある財産区については町村の基準が適用になるか。
- (2) 地方自治法第296条第3項の規定により財産区についてはすべて町村の基準が準用になるか。

答 答お見込みのとおり。

○財産区議会の解散請求及び議会の議員の解職請求の可否

(自治行第88号 昭和40年7月13日)
福島県総務部長宛 行政課長回答

問1 昭和28年3月6日付新潟県総務部長宛行政課長電信回答によれば財産区議会に対してリコールすることはできないとされているが、これは財産区の所在する市町村の住民が財産区議会の解散請求及び財産区議会議員の解職請求をすることができないという趣旨であり財産区議会議員の選挙権を有する者に範囲を限定すれば地方自治法第296条第3項の規定により、同法第76条及び第80条は準用になると解するがどうか。

- 2 1ができないとすれば、地方自治法第296条第1項によつて財産区議会議員の選挙権、被選挙権に関する事項が条例事項になつていることに対応して、財産区議会の解散請求及び議員の解職請求をすることができ旨、及びその手続を条例で規定することはできないか。

答1 設問の場合においても、財産区議会に対するリコールはできない。

- 2 条例によつて、財産区議会に対するリコール制度を設けることはできない。

○統計調査員の報酬の支給方法

(自治行第89号 昭和40年7月14日)
新潟県総務部長宛 行政課長回答

問 統計法第12条の規定により県知事が任命する統計調査員に対する報酬は昭和31年12月10日付行管統第662号都道府県総務部長宛行政管理庁統計基準部長通知により現在市町村の予算に計上して支給しておりますが、次の点に疑義がありますので至急御回答ください。

- (1) 知事は地方自治法第163条第2項の規定により市町村長に対して、当該報酬の支給事務を委任できると思うがどうか。
- (2) できるとしても、市町村長の前記報酬支給事務は支出を命令する権限のみであることから地方自治法第170条の収入役の行なう会計事務ではないと考えられるかどうか。
- (3) (1)の場合において、当該報酬は市町村予算に計上して支給することができると思うがどうか。
- (4) 当該調査員に対する報酬の支給で県において直接本人に支給することが困難の場合には地方自治法施行令第161条第3項の規定により知事が市町村職員に対して資金前渡を行なつてこれを支給することができると思うがどうか。

答 (1)お見込みのとおり。

- (2)昭和33年1月17日自丁行発第5号兵庫県出納長宛行政課長回答により承知されたい。(3)及び(4)お見込みのとおり。

○公営住宅資金の管理

(自治行第93号 昭和40年7月21日)
福岡県出納長宛 行政課長回答

問 公営住宅敷金の経理については、従来歳入歳出外現金として取り扱わず、歳入歳出予算に計上し、積立金として積立保管してきたところであるが、地方自治法第241条に基づき条例を設け、基金として管理することは差支えないかどうか。

答 お見込みのとおり。

○予算の修正と提出権の侵害

(自治行第95号 昭和40年7月22日)
鹿児島県総務部長宛 行政課長回答

問 次の事例の場合、議会の修正は、長の予算提出権の侵

害となるか。

(事例)

長において、賃金の減額(賃金支給職員の欠勤によるもの)のための補正予算を提出したところ、議会もこれを了承したが、さらに議会は、職員の賃金の単価を引き上げる必要があるとして、その所要経費を増額修正した金額は、減額分と増額分の差額となる。

なお、賃金の単価の引き上げについては、もちろん、事項別明細書に記載されておらず、かつ、増額修正の結果、当該款項の金額に影響を及ぼしたものである。

答 長の予算提出権の侵害とはならない。

○地方自治法の一部を改正する法律附則第9条に規定する徴収金の範囲

(自治行第103号 昭和40年8月6日
東京都財務局管財部長宛 行政課長回答)

問1 地方自治法の一部を改正する法律(昭和38年法律第99号)附則第9条にいう「地方公共団体の徴収金」とは、地方自治法第236条にいう「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」を指すものと解するかどうか。

2 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効は、民法第724条の規定により被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知った時から進行するが、昭和39年3月31日以前から時効の進行を開始している未請求の損害賠償請求権は、上記附則第9条に規定する「この法律の施行の際既に進行を開始している地方公共団体の徴収金」に該当するか。

答 1及び2 お見込みのとおり。

○公営住宅の家賃等の取扱い

(自治行第107号 昭和40年8月21日
新潟県総務部長宛 行政課長回答)

問1 公営住宅の家賃、簡易水道料金、国民健康保険料及び療養給付を受ける場合の一部負担金の督促等の処分については、地方自治法の一部を改正する法律(昭和38年法律第99号附則第6条第3項により、同法施行の日から2箇月以内に限り、なお従前の例によることとされており、それ以後の強制徴収の方法については、地方自治法第231条の3第3項の使用料その他の普通地方公共団体の歳入を定める法律が制定されていないので、どのように取扱えばよいか。

2 1の公営住宅の家賃等に係る地方自治法第231条の

3第1項による督促及び第2項による督促手数料及び延滞金の徴収と地方自治法の一部を改正する法律(昭和38年法律第99号)附則第6条第3項による「督促等の処分」との関係はどうか。

答1 設問の公営住宅の家賃等については、地方自治法第231条の3第3項により強制徴収のできる使用料その他の普通地方公共団体の歳入として法律で定められておらないので、地方自治法施行令第171条の2の規定によつて強制執行等の措置をとらなければならない。

2 昭和39年5月31日までは従前の例により、それ以後は改正後の地方自治法第231条の3第1項及び第2項により督促及び督促手数料、延滞金の徴収を行なうものである。

○公の施設の使用関係から生ずる損害の賠償責任

(行政課決定 昭和40年9月1日)

問 公の施設の設置及び管理に関する条例中に次のような規定を設けることは、国家賠償法第2条第1項に違反し、無効であると解するかどうか。

第〇条 施設の使用により使用者または第三者に生じた損害は、その原因をとわずすべて使用者がその責に任ずる。

答 お見込みのとおり。

○長期継続契約と債務負担行為との関係

(自治行第108号 昭和40年9月1日
長崎県総務部長宛 行政課長回答)

問 賃借料年額10万円で5年間建物を賃借する契約は、一般的には債務負担行為として予算に定めておく必要があるものと解するが、当該契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除する旨の条件を付した場合は債務負担行為とする必要はないものと思うかどうか。

答 お見込みのとおり。

○旅費の歳出所属年度

(自治行第110号 昭和40年9月2日
岩手県総務部長宛 行政課長回答)

問1 当市では昭和40年3月定例議会において、旅費及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が4月1日から施行することとして議決されましたが、条例中、市内出張旅費の内宿泊料については、従来700円であったものが1,000円に改正され、昭和40年1月1日から遡及適用することになりました。この場合に1月1日から3月31日の間に出張したものに対する当該宿泊料の差額分支給所属年度は何れによるべきか。

2 精算によつて返納金又は追給金がないとき（概算払額と精算額とが同額の場合を指す）は前年度で概算払した2年度分にわたる旅費全額は、概算払いを行なつた日の属する年度で処理してよいか。

答 1 遡及分の歳出所属年度は、昭和40年度である。

2 お見込みのとおり。

○行政書士法第5条第3号の 疑義

(自治行第114号 昭和40年9月13日)
日本弁護士連合会事務局長宛 行政課長回答)

問 行政書士法第5条第3号において、刑の執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者を欠格者とする規定は、刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過した者には、適用されないと解するかどうか。

答 お見込みのとおり。

○監査委員の現金出納の検査 の範囲

(自治行第115号 昭和40年9月13日)
新潟県出納長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第235条の2第1項に規定されている「現金の出納」には、地方自治法第170条第2項第3号に規定されている「有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む）の出納」が含まれるか。

答 含まれない。

○都市計画下水道事業負担金 の債務負担行為の要否

(自治行第117号 昭和40年9月13日)
山形県出納長宛 行政課長回答)

問 県が都市計画法第6条第2項及び同法施行令第10条並びに山形都市計画下水道事業受益者負担に関する省令第

7条の規定によつて都市計画下水道事業者負担金を納付する場合、3カ年分を一括して納入の通知がなされ、それぞれ各年度毎に分割して納付することとなるが、この場合、地方自治法第214条の規定により、翌年度以降の分は、債務負担行為として予算で定めておく必要はないと思うかどうか。

答 お見込みのとおり。

○組合格約の変更の協議に関 する議会の議決と専決処分

(自治行第123号 昭和40年9月24日)
全国市町村職員退職手当組合連合会
長宛 行政課長回答)

問 A市（町村）の加入する市町村職員退職手当組合に当該A市（町村）以外の市町村があらたに加入し、又は脱退する場合のA市（町村）と関係市町村との協議についてA市（町村）議会においてこれを地方自治法第180条第1項の規定に基づき輕易な事項として専決処分の対象として指定することは差し支えないと思うかどうか。

答 お見込みのとおり。

○電信電話料の歳出所属年度

(自治行第124号 昭和40年9月29日)
奈良県出納長宛 行政課長回答)

問 地方自治法施行令第143条第1項第3号の規定による電信電話料の4月分（3月分（1日～31日）通話料及び4月分（1日～30日）使用料）の所属年度は、同条同項同号ただし書の規定により支払期限の属する年度と解してよいか。

答 設問の電話料については、3月分の通話料は旧年度の4月分の使用料は新年度の所属とすべきである。

○資金前渡しうる職員の範囲

(自治行第124号 昭和40年9月29日)
奈良県出納長宛 行政課長回答)

問 地方自治法施行令第111条第1項に規定する「当該普通地方公共団体の職員」とは、地方自治法附則（昭和22年法律第67号）第8条に規定する「都道府県の職員」である地方事務官も含まれると解してよいか。

答 含まれない。

○遺失物法による遺失金の取扱い

(自治行第125号 昭和40年9月30日)
(広島県監査委員宛 行政課長回答)

- 問1 地方公共団体の現金の出納保管は出納長の権限とされているが、遺失金は遺失物法による署長の出納保管に属する歳入歳出外現金と解すべきか。
- 2 その保管については、別紙33. 6.13警察庁次長通知(略)により当座預金として預託するよう指示されており、現在各県ともこの指示にもとづき当座金として保管しているが、地方自治法施行令第168条の7第3項の規定により出納長保管にかかる歳入歳出外現金の預金と同様の方法により保管し、その預託利子は地方自治法第235条の4第3項の規定にもとづき地方公共団体に帰属せしめることは差し支えないか。
- 答1及び2 お見込みのとおり。

○犯罪人名簿の取扱い

(自治行第126号 昭和40年9月30日)
(佐賀県総務部長宛 行政課長回答)

- 問1 検察庁よりの既決犯罪人通知書等の保存年限は何年か、また、転籍等により他市町村に戸籍の移動のあつた場合犯罪について通知するようになっているが、この場合犯罪人名簿の原本は何年保存すればよいか。
- 2 刑法第34条の2の規定により刑の消滅があつた場合の犯罪人名簿の取扱いはどうすればよいか。
- 答1 とともに犯罪人名簿の当該部分が死亡、復権等により削除整理されるまでの間保存すべきものと解する。
- 2 関係部分を削除整理する等、その者の氏名等を全く認知することができないよう取扱うべきである。

11月のメモ

- 1 ○公務員制度審議会、初会合を開く、会長に前田義徳氏、総評側委員は欠席。
- 2 ○政府、秋の叙勲の受章、受杯者を発表、1,785人(本道59人)。
○道39年度決算を発表、6年ぶり単年度収支で3億9,000万円の赤字。
- 7 ○自民党、41年度予算編成方針を発表、(2,000億円の減税、5年間で公務員5%削減等)。
- 10 ○茨城県原子力発電公社、原子力発電テストに成功、来月から送電。
○道労働部、40年度の道内労働組合基本調査結果を発表、3,952組合、49万2,422人。
- 11 ○道開発局、40年度の除雪計画を発表、国道95%を確保。
○道教委、全道公立高校志願者予備調査をまとめる。(全日制1.5倍、集中度も少ない。)
- 12 ○日韓条約案件衆議院通過。
- 15 ○文部省、昭和38年度教育費の実態をまとめる、実質1.2%増加、家庭では4.5倍。
- 17 ○国鉄運賃値上げ2月15日実施に閣議了承、平均25%めど。
○経済企画庁長官、本年度の物価上昇率、米価を含めて7.5%前後に押える旨態度表明。
- 18 ○国連総会本会議、中国加盟を認めず。
○政府、与党、保険3法改正案で一致、料率 $\frac{70}{1,000}$ に引き上げ、国庫負担額150億円。
○道、山村振興法による基本調査地域を発表、日高町など4町村。
- 19 ○政府、公務員デモ統一見解、内閣打倒は違法。
○消防庁、39年の消防白書を発表、1日2.6人焼死
○道内の交通事故史上最高を記録、発生1万2,227件、死者562人、負傷1万1,126人。
- 20 ○南極観測船(第7次)東京港を出港。
○自治省、地方公営企業再建築の大綱をまとめる、制度根本的に改正。
- 22 ○建設省、「河川じやり採取の現況と今後の見通し」を発表、本道は7年で枯渇。
○文部省、40年度の「全国小、中学校学力テスト」の結果を発表、基礎知識が不足。
○建設省、住宅建設新5カ年計画案をまとめる、45年度まで1世帯、1住宅。
- 24 ○道人事委、道職員の給与改定を勧告、7%ペ・ア。
- 26 ○道、昭和40年度国勢調査結果の概数を発表、517万1,762人。
- 27 ○海員スト突入。

- 岩見沢市大火、25棟、130戸、道災害救助法を発動。
- 29 ○閣議通常国会12月20日召集に決定。
○道公害対策審議会、大気汚染と水質汚濁の二大公害の基本対策について第2次答申。
- 30 ○礼宮文仁親王誕生。
○国鉄、函館本線小樽一旭川間の電化計画を正式に決定。

昭和40年12月20日発行

北海道議会時報 (第17卷
第12号)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局